

平成31年

第1回市議会定例会 議案第32号

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第29条第1号中「地方厚生局長または地方厚生支局長」を「都道府県知事」に改め、「卒業した者」の後ろに「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第29条の改正規定（「地方厚生局長または地方厚生支局長」を「都道府県知事」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（提案理由）

母子支援員の資格について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う規定の整備等をするため